

審議会等への女性登用状況について

男女共同参画社会の実現には、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要であることから、「ふじさわ男女共同参画プラン」では、「審議会など、市政に対する女性の参画促進」を取り組むべき事業として定めています。

その実態を把握するため、毎年度4月1日を基準日として調査を実施しており、令和元年度の審議会等への女性登用状況の集計がまとまりましたので報告するものです。

1. 調査基準日 平成31年4月1日

2. 調査対象

- (1) 市議会議員
- (2) 地方自治法による行政委員会等（地方自治法第180条の5）
- (3) 法律を根拠として設置する附属機関（地方自治法第202条の3）
- (4) 条例により設置される附属機関（地方自治法第202条の3）
- (5) 要綱、要領等による協議会等
- (6) 上記(2)～(5)に該当し、行政関係者（職員）だけで構成されている委員会等
- (7) 上記に該当しない、会議・団体、任意の会議、実行委員会等

3. 登用状況

(1) 国の分類による審議会等の女性登用比率 [上記調査対象(2)～(4)が対象]

ア 目標登用比率 30%以上（令和2年）

（国の第4次男女共同参画基本計画 成果目標）

イ 平成31年4月1日現在の女性登用比率

審議会等の対象数 60機関（平成30年62機関）

女性登用比率 29.3% ※平成30年（29.2%）比 +0.1ポイント

(2) 市独自の分類における審議会等の女性登用比率

[上記調査対象(2)～(5), (7)が対象]

ア 目標登用比率 50.0%（令和2年度）

（ふじさわ男女共同参画プラン2020 成果指標）

イ 平成31年4月1日現在の女性登用比率

審議会等の対象数 266機関（平成30年263機関）

女性登用比率 42.1% ※平成30年（41.3%）比 +0.8ポイント

(3) 現状分析

国の分類による審議会等（調査対象(2)～(4)が対象）について、女性登用率は前年より+0.1ポイントで微増。増加の要因としては、女性登用率が極端に低い審議会等の解散や、次期委員の選出に向けての空白期間であることが考えられます。

また、委員数で全体の9割を占める調査対象(5)、(7)を含めてみると、市政に関わる女性登用比率については全体で+0.8ポイント増加しています。

この中で、地域団体が多く含まれている(7)の審議会等では、前年比1.1ポイントの増となっており、全体の女性登用比率を押し上げています。

4. 今後の対応について

来年度の予算要求時期に合わせて、10月頃を目途に「女性登用比率アップに向けての対応方針」を策定し、政策会議にて取組を依頼します。対応方針には次の内容を明記します。

(1) 委員の推薦依頼を行う前の事前協議と委嘱起案の人権男女共同平和課への合議の徹底〔調査対象(2)～(5)が対象〕

男女共同参画の趣旨から、女性登用比率が40%未満または60%超の審議会については、独自に次期改選時の女性登用比率目標を設け、その目標の達成に向け検討を行う。

(2) 地域等の組織（会議・団体、実行委員会等）の女性登用の推進
〔調査対象(7)が対象〕

地域等の組織については、目標の達成に向けて、組織等に対して対応方針の意義及び女性登用の趣旨を説明する等、積極的に働きかけを行う。

以 上